

改正の概要

- 1 規制単位をアンペアワール・セル (Ah/セル) から蓄電池容量の **キロワット時 (KWh)** に改める。
- 2 10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のもので消防庁が定める出火防止措置が講じられたもの (※7号告示第2) は規制対象外とする。
- 3 屋外に設ける蓄電池設備について、消防庁長官が定める延焼防止措置が講じられたもの (※7号告示第3) は、建築物からの離隔距離を不要とする。
※蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準 (令和5年消防庁告示第7号)
- 4 蓄電池設備の届出対象を、**20キロワット時を超えるもの**とする。
- 5 火災予防条例第13条の蓄電池設備の規制単位を改正に伴い蓄電池設備の「定格容量及び電槽数」 (アンペアワールセル) の算定内容から「蓄電池容量」 (キロワット時) の算定内容に改める。

現行

Ah・セル	火災予防条例への適合の可否	届出の可否
4,800Ah・セル 未満	対象外	不要
4,800Ah・セル 以上	火災予防条例への適合	必要



改正後

蓄電池容量	火災予防条例への適合の可否	届出の可否
10KW時以下	対象外	不要
10KW時超 20KW時以下	※7号告示第2に適合するものは対象外	不要
20KW時超	火災予防条例への適合 ※7号告示第3に適合するものは 離隔距離不要	必要

4,800Ah・セルを基準とした主な蓄電池設備の蓄電池容量 (KW時)

電池種別	Ah・セル	電圧	蓄電池容量 (KW時)
鉛蓄電池	4,800	2	9.6
ニッケル水素蓄電池		1.2	5.76
リチウムイオン蓄電池		3.7	17.76